

学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会における審議

吉川裕美子

1. 審議の目的

大学教育の分野別質保証の在り方について日本学術会議が審議を行なうにあたっては、「大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性の確保に配慮するとともに、学位に付記する専攻分野の名称の在り方なども含めて、分野の捉え方にも検討を加えられること」が期待されている。

日本学術会議に対する文部科学省の審議依頼「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」（平成 20 年 5 月 22 日）、ならびに「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日、中央教育審議会答申）の内容をふまえ、「学位に付記する専攻分野の名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」ことを目的に、科学者コミュニティを代表する日本学術会議として指針（ガイドライン）を示すことも視野に入れて検討を行なう。

注）学位規則（第 10 条）により、大学は「学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする」ことが規定されている。

・学士（専攻分野の名称）、修士（専攻分野の名称）、博士（専攻分野の名称）

専門職学位（第 5 条の 2）：専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位

・修士（専門職）、法務博士（専門職）、教職修士（専門職）

ただし、英名表記について法令上の規定はもうけられていない。

2. 検討事項

○学位に付記する専攻分野の名称の在り方に関する一定のルール化

・国際的通用性の確保に留意した英名表記の在り方

諸国に共通した、標準的な学位の英名表記方法はない。

しかし、学位（およびその英文名称）は 3 つの基本的な要素から構成されている。

(1) レベル … Bachelor（学士）、Master（修士）、Doctor（博士）など

(2) 分野 … 学問分野（学問体系が確立した上位の分野）

(3) 下位の専門 … より詳細な専門分野

英米の学位は、原則として、「(1) of (2) in (3)」という形で表記されている。

日本の学位の英名表記について、国として一定の方針を示すことは国際的通用性の観点からも必要ではないか。

国際的通用性 ≡ 学位の比較可能性（comparability）と互換性（compatibility）

・ **学位に付記される専攻分野の名称と、英名表記との整合性**

日本の学位の表記方法では、英名表記のような階層構造を表すことができない。実際、学位に括弧書きで付記される専攻分野の名称には、①上位の学問分野、②下位の専門、③学部ないし学科等の名称、④いずれにも属さないもの、等が混在している。

各大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性と、それに起因する専攻分野の名称の多様性という現状を容認しながらも、分野別の教育内容の質保証にかかわって各大学が教育課程を編成する際に、柱とする分野と学位に付記する専攻分野の名称とを一体的に検討するよう促すことが重要ではないか。

・ **日本学術会議が定める「分野別の教育課程編成上の参照基準」の基本方針との関係**
分野別質保証の枠組みとして学術会議が策定していく「分野別の教育課程編成上の参照基準」は、その根本方針として①各学問分野に固有の特性と、②すべての学生が身に付けるべき基本的な素養」を同定するものとしている。

①各学問分野に固有の特性

(分野固有の「世界の認識の仕方」・世界への関与の仕方」を学問的観点から同定)

②すべての学生が身に付けるべき基本的な素養

(各学問分野に固有の特性を踏まえて、「学士課程で当該専門分野を学ぶ」すべての学生が身に付けることを目指すべき「基本的な素養」を同定)

各大学が教育課程を編成する際に、拠って立つ学問分野、学術会議の参照基準にもとづく分野に則した教育課程編成上の考え方、学位に付記する専攻分野の名称、の三者を一体的に検討する必要性を、大学および大学関係者に訴えるべきではないか。

3. 留意すべき点

○ **学位に付記する専攻分野の名称に関する指針の適用範囲**

一定のルール化で示される方針は、学士のみならず修士、博士の各学位に適用されることになる (→学位規則第 10 条)。

○ **設置認可・届出制度で認可／届出の判断基準とされる「学位の種類・分野」との関係**

・ **設置審査時に基準となる「学位の分野」に留意する必要性**

現行の設置審査では、新たに学部・学科等を設置する際に、学問分野を大きく変更しないものは認可を要せず、文部科学大臣にあらかじめ届け出ることによって設置が可能となっている。

そのため学問体系が確立した 17 の分野を示し、学位の種類・分野に変更が無い場合には、届出で足りることとされている。

これらの17の分野に属さない学際融合分野の学部等を設置する場合であっても、新設学部等の専任教員基準数の半数以上が既設学部等に所属していた教員で構成される場合は、届出設置が可能である。

注1) これに関連する問題として、中央教育審議会大学分科会（第71回、平成20年10月29日）において、大学設置・学校法人審議会から資料「設置基準と設置認可の現状と課題について」が提出され、
「3. 設置認可（設置審査）に係る課題」として、
「⑤1つの学部又は学科内に複数のコースを設け、認可又は届出を行った学位とは異なる分野の学位を授与するケースが見られる。教育プログラムとそれにより授与される学位を一体的に捉え、認可又は届出を行った学位分野が維持されるようにすべき。」と指摘されている。

注2) 17の分野とは、①文学、②教育学・保育学、③法学、④経済学、⑤社会学・社会福祉学、⑥理学、⑦工学、⑧農学、⑨獣医学、⑩医学、⑪歯学、⑫薬学、⑬家政、⑭美術、⑮音楽、⑯体育、⑰保健衛生学、である。

（「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」）

・複数の学問分野を併記することへの制限

学位に付記する専攻分野の名称として、関係する学問分野を複数併記することは避けられるべきである。

その方針についても、ルール化し明記することは必要と考えられる。

（英名表記においてダブル・メジャーと誤解されるおそれがある。）

○中央教育審議会および学協会等との連携協力

ルール化の検討に当たっては、中央教育審議会、学協会等と連携協力を図ることが求められている。

4. 分科会の委員構成と進め方

当分科会の審議内容は、「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」ならびに分野別参照基準策定のために設置される各分科会に随時報告し、各分科会と意見を交換しながら審議を進める。